

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第17回定例
1月22日(水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和2年1月22日に教育委員会第17回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和2年1月22日(水) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 15時00分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 百 合 子 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小 野 澤 宏 時 | |

事務局(説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事(総括担当)
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	山 本 芳 弘	教育総務課課長代理

4 その他

- (1) 第34、35、36、37、38、39号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項1、2は、了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 36 号議案は表彰に関する被表彰者に関する被表彰者審議案件のため、
第 37、38、39 号は人事案件のため、報告事項 2 は議会提出前案件のため、
非公開としたいが、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 36、37、38、39 号議案及び報告事項 2 は非公開とする。
公開案件から審議する。

第 34 号議案 令和 2 年度の教育行政の基本方針

教 育 長： 第 34 号議案「令和 2 年度の教育行政の基本方針」について、中山教育政策課長より説明願う。

教育政策課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： この項目自体は、元々策定されている県全体の目標に沿って作られたものであると思われるので、内容に関してコメントはない。但し、ここで取り上げないまでも、頻発している教職員の不祥事に関して、触れないわけにはいかないと思う。ここに出てこないけれども、県教育委員会として不祥事を撲滅させるような施策をしっかりと実行していく責任がある。そうしなければ、いつまでたっても同じことを繰り返すだけになってしまうため、ここは是非力を入れて実行してほしい。

教 育 長： 藤井委員の御意見と同じ考えである。ただコメントを出すだけでは不祥事撲滅にはつながっていかないと思うため、様々なアイデアを出していきたい。

藤 井 委 員： 令和 2 年度の基本方針に限った話ではないが、項目の内容として、単年度で結果を出すものと、複数年度に跨るものに分かれると思うが、複数年度に跨るものについては、年度ごとにどこまで進めるのかというのを明確にした上で、時間軸を区別して扱わなければ、総花的な話で終わってしまうリスクがある。是非明確にいていただきたい。

教育政策課長： 現在は総論的に記載をしているが、これを踏まえて、今後教育行政の基本方針について示した冊子を作成するが、その中で来年度どこまでやるのか、といったことを解説した資料を作成して添付させていただく。

渡 邊 委 員： その新しく作成する資料の中に、藤井委員から御指摘があった不祥事の対応についても、もう少し具体的なものを落とし込む予定という認識で良いか。

教育政策課長： そうである。

加藤委員：部活を止めますとか、学校を午前中だけにしますとか、これからの教育が変わっていくという方針を示すことができる目玉施策の一つは欲しいと思う。そういったものが無ければ、今後は私立でいいよねといった流れにずるずるとなってしまう。何かそういった施策はないか。

教育政策課長：私個人の考えであるが、この中で考えるとすれば、ICT化の促進やそれに付随する業務の効率化を挙げられると思う。それから「学びを支える魅力ある学校づくりの推進」のうち、「既存の考え方にとらわれない学校改革」である。トンガッタ学校もここに含まれているが、いよいよ本格的に実現していくという段階に入ってきていると思う。また、特別支援教育における人的配置や、外国人児童生徒に対する支援体制など、学校現場が苦慮している課題がある。この点については、各市町において対応すべきという見方もあるが、県としてどういうことができるかという点を打ち出して行く必要があると思う。

加藤委員：お話を伺っていると、内容が全て足し算になっていて、皆パンクしてしまうのではないかと心配になる。今後人手が不足していくと考えられるので、引き算も行ってシンプルにしていくことも、アクションのKPIの中に入れていかなければ、教職員の皆さんがパンクをして、それが子どもたちの方に影響をしていってしまうのではないかという危惧を感じる。足し算と同時に引き算についても検討をしていく必要があると思う。

教育政策課長：ICTは引き算のツールとして使えると思うが、それだけでなく、学習指導要領の関係もありどこまでできるか分からないが、学習過程を見直す等、やっていかなければいけないと考えている。

藤井委員：加藤委員からお話があったとおり引き算は必要である。しかし、その引き算は小手先のものではなく、本質的な引き算でなければやる意味はない。未来の学校夢プロジェクトで打ち出したことというのは、教育改革を前進させたという点は評価に値するが、大所からみると本質に切り込んでいない。本質的な引き算にメスを入れていかなければ、今以上の前進はできない。

渡邊委員：現場の先生方が、これから新しい時代の中で、知識を得るよりも、知識を活かして行動していくという学習が増えてくる。そのような状況の中で、従来の行事を切り捨てる、校則の見直しを行うといった先行している事例が発表されているが、一方で保護者や地域の意見に配慮をして思い切ったことができないという現状も発生している。前例はないかもしれないが、こういったことをやってみたいという現場の先生方からの意見があるのであれば、教育委員会として支援をしていくことで、様々な取組に繋がっていくと思う。

教育長：御意見は参考にさせていただく。他に意見はあるか。

伊東委員：前回の案件の際にも述べたと思うが、個々のアクションについて、誰が責任を持つのかということ、明確に記載をしてほしい。

教育長：承知した。他に意見はあるか。

小野澤委員： 1つの授業で二つの評価をするといったことは不可能か。例えば、体育の授業で道徳の評価も行う、英語で数学を教えるといったことは可能か。

静東教育事務所長： 道徳に関しては、学校教育全体でやっていく話であるため、色々な教科の中で道徳を見ていくことは可能ではないかと思う。教科横断的に教育課程を組んだ場合は、複数の教科について一度に評価することもあり得ると思うが、単独の教科としてやっている場合に、他教科の評価までやるということは、実際には小学校の教員は全体を見ているため、やってやれないことは無いと思うが、意識としては単独の教科については、単独の評価となると思う。

小野澤委員： そういう意味での引き算は可能と考えられるか。

静東教育事務所長： 引き算になるかは難しいが、不可能ではないと思う。

藤井委員： 今の時点で分かっている範囲内で、この項目全てを実行するにあたり、予算がつかない可能性がある項目というものはあるか。

教育部長： そういった項目はない。

藤井委員： ということは、評価の際に、予算がつかなかったからという理由でできなかつたという報告はないという認識で良いか。

教育部長： そうである。

藤井委員： 承知した。念のために確認をした。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員： (異議なし)

教育長： 第34号議案は原案どおり可決する。

第35号議案 静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定

教育長： 第35号議案「静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定」について、赤堀高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： この運営協議会は設置する義務があるのか。

高校教育課長： 努力義務である。

藤井委員： 誰が努力義務と定めているのか。

高校教育課長： 法律で定められている。

藤井委員： 努力しなかったら義務違反となるのか。

教育部長： そうである。

藤井委員： 承知した。そうすると、評議員が現在いると思うが、学校運営協議会を設置した場合、そことの区別はどのようになるのか。

高校教育課長： 評議員から学校運営協議会に変更となる。

藤井委員： 承知した。文部科学省が言っているのであれば仕方がないと思うが、前の議案で御意見が出た引き算の点について言えば、むしろ手間が増えてしまい、足し算になってしまうリスクがあると思う。もちろん、学校の運営が正当に行われるべきという点において、外部の方の目を利用することは大いに結構であるが、学校の運営にとってプラスになるかという点については、大いに疑問がある。努力義務があるのであれば仕方無いと思うが、今述べた点についても加味しながら、対応していくことも可能ではないか。

高校教育課長： 導入するにあたって、モデル校を設定しているが、地域との協力関係をどのように構築していくか、といった点なども取り組んでおり、うまくいっている部分とそうではない部分を確認しつつ、多少やりながらという部分もあるが、現場の理解を得て取り組んでいくという形になると思う。

藤井委員： 努力義務という点は難しいと思うが、学校の運営が正当に行われていれば良いのであり、そのために設ける協議会であるため、現状で正常に運営できているのであれば、運営協議会を設置しないという判断をする学校があってもおかしくはないと思う。運営協議会を設置するとしても、足かせにならないような工夫をするべきであり、法律に縛られて作らなければいけない義務とするのは、首を傾げざるを得ない。

高校教育課長： この制度は、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組もうということで、地域と共にある学校を目指すためのものと認識している。小中学校と比べると、高校は地域との関係性が薄いというところもあり、これまで導入が進んでこなかったという所があると思う。そこが、藤井委員から御指摘をいただいた学校にとってどちらが良いかという選択の部分になるかと思うが、実際に取り組んでいく中で、運営協議会制度のほうが良いという評価をいただけるように、上手に運営していきたい。

藤井委員： もう1点、運営協議会委員の任命について、校長の推薦となっているが、偏った人選になる可能性を否定できない。地域のつながりを重視するのであれば、人選の仕方について工夫が必要ではないかと思う。性悪説で考えると、様々な問題がありそうだという点について指摘をしたが、協議会については足し算にならない形で美しくやってもらいたいということである。

高校教育課長： 御意見について参考にさせていただき、我々としても学校現場に協力をしていきたい。

渡邊委員： 運営協議会を設置したのは良いが、今後これまでの方針と変わった教育目標が取り入れられるといった状態になった時に、運営協議会の方が古くなってしまうということが無いように、新陳代謝もしっかりしていて欲しい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員：（異議なし）
教 育 長： 第 35 号議案は原案どおり可決する。

報告事項 1 賀茂地域における教育分野での連携～賀茂キャンパスの設置～

教 育 長： 報告事項 1「賀茂地域における教育分野での連携～賀茂キャンパスへの設置～」について、中山教育政策課長より報告願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 資料のうち、活用推進委員会の図のところ、私立大学がいくつも出ており、点線が引かれているが、これはどういった意味か。

教育政策課長： 点線は、それぞれが協定を結んでいることを示している。

藤 井 委 員： 承知した。合わせて、今回の動きとの関連について説明願いたい。

教育政策課長： 賀茂キャンパス自体は、静岡大学・県立大学・文化芸術大学の 3 大学の協定でスタートしているが、ここだけではなく、例えば下田市と連携をしている玉川大が使いたいとなれば使えるという風に、オープンに使えるということである。

藤 井 委 員： これで改装にどの程度費用が掛かるのか。

教育政策課長： 100 万円から 200 万円程度である。

藤 井 委 員： それは誰が負担するのか。

教育政策課長： 県の賀茂地域局である。

藤 井 委 員： 活用推進委員会は、どこが事務局を担当するのか。

教育政策課長： 事務局についても賀茂地域局が担当する。

藤 井 委 員： 承知した。設置する以上は有効に活用してもらいたいとの一言に尽きる。あまり言いたくはないが、よくあるケースで施設は作ったが蜘蛛の巣が張ってしまうということもあるため、重ねて言うが有効活用してほしい。せっかく作るのであれば、再編で新設される伊豆の学校が必要に応じて活用するなどの融通はきくと思うが。

教育政策課長： 可能である。高校の活動の場として使うなど様々な使い方ができる。

渡 邊 委 員： 少し話題が変わるが、資料 2 ページに、新方針を現在検討中という記載があるが、地域の子どもが帰ってくるということに重きを置きすぎると、大人が子どもたちの進路を制限してしまうことになりかねないので、地域の子どもを地域に残すという考え方よりは、全国に発信をして、全国のどこから見ても魅力的な地域となるよう、一段高い目標設定になると良いと思う。

教育政策課長： 御意見は新方針の決定にあたって参考とする。

藤 井 委 員： 県外の大学であっても希望があったら使用できるか。

教育政策課長： 制限はないため、可能である。

伊 東 委 員： そうであるなら、そのことをどのように PR していくかが重要である。PR が不十分で、誰も使用しないままだと意味がなくなってしまう。

教 育 長： 伊東委員の御意見のとおり、PRはしっかりと行うようにしたい。他に質疑等はあるか。
全 委 員： （特になし）
教 育 長： 報告事項1を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第36号議案 優秀教職員表彰被表彰者の決定

※ 非公表

<非>第37号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第38号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第39号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>報告事項2 令和3年度に開校する特別支援学校（三島田方地区、浜松地区）の校名決定

教 育 長： 報告事項2「令和3年度に開校する特別支援学校（三島田方地区、浜松地区）の校名決定」について、伊賀特別支援教育課長より報告願う。
特別支援教育課長： <報告事項についての説明>
教 育 長： 質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： 校名についてではないが、コミュニティスクールのような活動も行っていくか。

特別支援教育課長： 地域との繋がりという点については、特色にして行きたいと考えている。

渡 邊 委 員： 是非そうして欲しい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和元年度第17回教育委員会定例会を閉会とする。